第十八条中「認定商品取引員」を「認定商品先物取引業者」に、「第二百十条」を「第二百十条第一号」に改め、同条を第四十五条とし、第十七条を第四十四条とする。

第十六条第一号中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に改め、「商号」の下に「又は名称」を加え、同条を第四十三条とし、第十五条を第四十二条とする。

第十四条第一号を次のように改める。

一　商品先物取引業者

第十四条第三号中「商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第四項に規定する」を削り、同条第五号を同条第八号とし、同条第四号中「外国の法令上前三号」を「外国政府その他の外国の法令上前各号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号の次に次の三号を加える。

四　国

五　日本銀行

六　委託者保護基金

第十四条を第四十一条とする。

第十三条中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に改め、同条を第三十四条とし、同条の次に次の六条を加える。

（商品先物取引仲介業者について準用する法の規定の読替え）

第三十五条　法第二百四十条の十一の規定により商品先物取引仲介業者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百条第一項第一号	第二条第二十二項各号に掲げる行為	第二条第二十二項各号に規定する媒介
第二百条第一項第二号から第五号まで	委託の勧誘又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理の申込みの勧誘	委託の媒介の申込みの勧誘
第二百条第一項第六号	申込みの勧誘又はその媒介、取次ぎ若しくは代理の申込みの勧誘	媒介の申込みの勧誘
第二百条第三項第一号	商号又は名称及びその代表者の氏名	氏名又は商号若しくは名称（法人にあつては、その代表者の氏名を含む。）
第二百二条	第二百条第一項各号に掲げる行為	第二百四十条の十一において準用する第二百条第一項各号に掲げる行為
第二百三条第一号	第二百条第三項第二号イ及びロ	第二百四十条の十一において準用する第二百条第三項第二号イ及びロ
第二百五条第二号	解散し、又は商品先物取引業を廃止	死亡し、解散し、又は商品先物取引仲介業を廃止
第二百六条第一項	第二百条、第二百一条及び前三条	第二百四十条の十一において準用する第二百条、第二百一条及び前三条

当該協会に所属する商品先物取引業者	当該協会の協会員（第二百四十条第二項に規定する協会員をいう。第五項において同じ。）を所属商品先物取引業者（第二百四十条の三第一項第四号に規定する所属商品先物取引業者をいう。第五項において同じ。）とする商品先物取引仲介業者	
第二百八条	第二百四十条の十一において準用する第二百八条	
第二百六条第四項	第二百四十条の十一において準用する第二百条第五項の規定による登録、第二百三条の規定による届出に係る登録の変更、第二百四条第一項の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は前条	第二百四十条の十一において準用する第二百条第五項の規定による登録、第二百三条の規定による届出に係る登録の変更、第二百四条第一項の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は前条第二百四十条第一項の規定による処分（登録の取消しを除く。）を除く。）において準用する前条
第二百六条第五項	協会に所属する商品先物取引業者	協会の協会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者
	第二百四条第一項第一号又は第二号	第二百四十条の十一において準用する第二百四条第一項第一号又は第二号
第二百七条第一項	前条第一項	第二百四十条の十一において準用する前条第一項
第二百八条	第二百六条第一項	第二百四十条の十一において準用する第二百六条第一項
	第二百条第三項	第二百四十条の十一において準用する第二百条第三項
	第二百一条第一項	第二百四十条の十一において準用する第二百一条第一項
	第二百四条第一項	第二百四十条の十一において準用する第二百四条第一項

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第三十六条　法第二百四十条の十三第一項第三号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　商品先物取引仲介行為（法第二百四十条の十四に規定する商品先物取引仲介行為をいう。以下同じ。）に係る商品取引契約に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて主務省令で定めるもの

二　商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約に関して顧客が預託すべき取引証拠金等がある場合にあつては、その額又は計算方法

三　商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約に基づく取引の額が、当該取引について顧客が預託すべき取引証拠金等の額を上回る可能性がある場合にあつては、次に掲げる事項

イ　当該取引の額が当該取引証拠金等の額を上回る可能性がある旨

ロ　当該取引の額の当該取引証拠金等の額に対する比率（当該比率を算出することができない場合にあつては、その旨及びその理由）